

(短期入所 里山オレンジハウス 利用料金表)

①介護給付費支給対象サービスに関する利用料金表 (厚生労働省令で定める基準額の利用者負担)

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正があれば、料金の変更

サービス種別	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2、1	
福祉型短期入所サービス費 (Ⅰ) ※短期入所のみの利用	923 円/日	784 円/日	648 円/日	583 円/日	509 円/日	
福祉型短期入所サービス費 (Ⅱ) ※日中活動サービスを利用	602 円/日	527 円/日	318 円/日	240 円/日	173 円/日	
福祉型短期入所 サービス費 (Ⅲ) ※障害児 (短期入所のみ 利用)				784 円/日	615 円/日	509 円/日
福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ) ※障害児 (日中活動サービス利用)				527 円/日	279 円/日	173 円/日

※加算項目：要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

医療連携体制加算Ⅸ	39 円/日	医療機関の看護師が事業等を訪問して看護を行った場合 や痰吸引等に係る指導を行った場合。
送迎加算	186 円/日	※居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った 場合 (片道につき)
短期利用加算	30 円/日	※利用開始から 30 日以内の期間について算定し、年間 30 日を限度とする
食事提供体制加算	48 円/日	※一定の対象者に対し食事の提供をした場合
重度障害者・児対応 支援体制加算	30 円/日	※区分 5・6 の利用者が 50%以上である場合
重度障害者支援加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	50 円/日	※一定の条件を満たす場合 + 100 円/日 ※中核的人材を配置した場合 + 50 円/日 ※区分 6
	30 円/日	※一定の条件を満たす場合 + 70 円/日 ※中核的人材を配置した場合 + 50 円/日 ※区分 4、5
緊急短期入所受入加算 (Ⅰ)	270 円/日	※緊急に行った場合 7 日を限度。但し、やむ得ない場合 14 日を限度
利用者負担上限額 管理加算	150 円/月	※複数サービス利用の負担の上限額を管理した場合で 月 1 回

福祉・介護職員 処遇改善加算(1)	+所定単位数×86/1000(一月につき) *R6,5,31まで
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	+所定単位数×21/1000(一月につき) *R6,5,31まで
福祉・介護職員等 ベースアップ等支援加算	+所定単位数×28/1000(一月につき) *R6,5,31まで
福祉・介護職員等 処遇改善加算(1)	+所定単位数×159/1000(一月につき) *R6,6,1～